

## 随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月  
国立大学法人鹿屋体育大学

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( ) %	( ) %
一般競争入札等	競争入札			(12.5%)	(23.0%)
	企画競争	( ) %	( ) %	( 6.3%)	( 9.5%)
随意契約		(100%)	(100%)	(81.2%)	(67.5%)
		16	74	13	50
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		16	74	16	74

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

## 【同一所管法人等】 該当なし

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの		/		( ) %	( ) %

(18年度限りのものを含む。)					
一般競争入札等	競争入札			( %)	( %)
	企画競争	( %)	( %)	( %)	( %)
随意契約		(100%)	(100%)	( %)	( %)
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

### 【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( %)	( %)
一般競争入札等	競争入札			(12.5%) 2	(23.0%) 17
	企画競争	( %)	( %)	( 6.3%) 1	( 9.5%) 7
随意契約		(100%) 16	(100%) 74	(81.2%) 13	(67.5%) 50
合 計		(100%) 16	(100%) 74	(100%) 16	(100%) 74

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等、既に総合評価落札方式が導入されている分野に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、今後、総合評価落札方式による一般競争入札を導入することを検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については、経済性・効率性の向上を図ることを目的に、内容を精査し複数年度契約を拡大することが可能か検討する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

予定価格による随意契約の基準額については、平成19年度より国の規定に準じたものに改正済み。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名： 国立大学法人鹿屋体育大学 )

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
	該当なし									5	
合計					0						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人鹿屋体育大学 )

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(有)新城建設 鹿児島県鹿屋市串良 町上小原1630-乙	鹿屋体育大学学生会館 (地域連携施設整備)改 修工事 鹿屋体育大学(白水団 地)建築一式	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成19年1月11日	7,276,500	随意契約	再度の入札において落札者がなく、 その後の入札に応じる意志のある業 者が1者になったため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第45条第1項)	その他(引き続 き企画競争・公 募を実施)	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	16	
2	五十嵐工業株式会社 東京都江東区5丁目 4番4号	鹿屋体育大学大学屋内実 験プール加減圧可能流水 プール修理 鹿屋体育大学(白水団 地)流水プール修理一 式	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成19年2月20日	5,145,000	随意契約	本契約は特殊な施設設備の修理であ り、左記契約相手方が製造してお り、安全性及び制御精度等技術の点 で他業者では行えないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
3	東京都千代田区霞が 関3-2-5 みずす監査法人	会計監査契約に係る監査 報酬	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年8月1日	6,625,000	随意契約	前事業年度の実績を踏まえ、当該監 査法人から提出された企画書を基に 評価を行い、関係委員会の審議を経 て文部科学大臣へ申請を行ったもの について、国立大学法人法第35条の 定めにより文部科学大臣の承認を得 たもの (会計規則第36条第3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	見直の余地あり	ホームページに掲載し公募を行った。 (平成19年度から実施)	14	
4	富士通㈱ 神奈川県川崎市中原 区上小田中4-1-1	システム情報センターコンピ ュータシステム2(リース)	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成19年2月14日	9,996,000	随意契約	本システムは、平成18年10月2日左記の業 者と契約した鹿屋体育大学システム センターコンピュータシステム(リース)に付随するシ ステムであるため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	見直の余地あり	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	14	
5	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 4月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	3,376,582	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
6	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 5月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	3,364,849	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
7	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 6月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	3,533,093	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
8	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 7月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	4,167,437	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
9	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 8月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	4,106,089	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
10	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 9月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	3,806,052	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
11	九州電力㈱鹿屋営業 所 鹿児島県鹿屋市礼元 2-3792-5	電力需給 10月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専 門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1 番地	平成18年4月3日	3,679,697	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者が ないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
12	九州電力㈱鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市礼元2-3792-5	電力需給 1 1月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1番地	平成18年4月3日	3,438,833	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者がないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
13	九州電力㈱鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市礼元2-3792-5	電力需給 1 2月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1番地	平成18年4月3日	3,701,367	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者がないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
14	九州電力㈱鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市礼元2-3792-5	電力需給 1 月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1番地	平成18年4月3日	4,115,418	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者がないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
15	九州電力㈱鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市礼元2-3792-5	電力需給 2 月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1番地	平成18年4月3日	3,657,632	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者がないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
16	九州電力㈱鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市礼元2-3792-5	電力需給 3 月分	永長 一平 鹿屋体育大学財務課専門職員 鹿児島県鹿屋市白水町1番地	平成18年4月3日	3,609,200	随意契約	他に提供を行うことが可能な業者がないため (会計規程第36条の3項) (契約事務取扱細則第44条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					73,598,749						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
 なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類 型 区 分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。